

第 6 期北海道総合開発計画

あ す
明日の日本をつくる北海道

平成 10 年 4 月

北海道開発庁

目 次

第1章 新たな北海道総合開発計画の策定の意義	1
第1節 北海道開発の経緯	1
第2節 構造改革期における北海道開発	1
第3節 計画の性格	2
第2章 北海道開発の現状と課題	3
第1節 我が国をめぐる潮流の変化	3
第2節 北海道の現状と課題	4
1 産業	4
2 交通、情報通信	7
3 地域社会	8
4 北方領土及び北方領土隣接地域	10
第3節 アイヌの人々とその文化	10
第4節 今後の北海道開発	11
第3章 北海道開発の基本理念と計画の目標	12
第1節 国の内外に開かれ自立する北海道の実現	12
第2節 恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現	12
第3節 多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現	13
第4章 施策推進の基本方向	14
第1節 計画の主要施策	14
第2節 施策推進の基本姿勢	14
1 主体的な選択と競争	14
2 積極的な交流と連携	14
第3節 施策の重点的・効率的な推進	15
1 投資の重点化	15
2 施策の連携・整合性の確保等による効率的な推進	15
3 施策の適切な推進	15
4 広域的・複合的なプロジェクトの推進	16
第5章 計画の主要施策	17
第1節 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策	17
1 地球規模に視点を置いた食料基地の実現	17
(1) 農水産物の安定的生産	18
(2) 消費者ニーズに視点を置いた食料・食品の生産・加工・流通体制の確立	19
2 新たな成長期待産業の育成	19
(1) 寒地対応型を中心とした住宅・ハウスメーカー関連産業	20
(2) リサイクル産業を中心とした環境関連産業	20
(3) 高齢化・過疎化の進展を踏まえた医療・福祉関連産業	20
(4) 快適な冬の生活の実現を中心とした都市環境関連産業	20
3 森林を支える産業の育成	21
4 北海道産業の活力を向上させる発展基盤の整備	21
(1) 産業の特性に応じた経営・労働環境の整備	21
(2) 研究開発の推進	23
(3) 人流・物流・情報流の円滑化・効率化に資する交通体系等の整備	23
(4) 苫小牧東部地域開発等の拠点開発の推進	24

第2節	北の国際交流圏を形成する施策	24
1	北海道産業の国際化	25
	(1) 北海道産業の国際的な展開の促進	25
	(2) 国際的な資源・エネルギー開発との連携	25
	(3) 国際的な観光の展開	25
2	地域間の国際交流・国際貢献	26
3	国際交流基盤の整備	26
第3節	北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策	26
1	恵まれた自然との共生	27
	(1) 北海道の恵まれた自然環境の保全	27
	(2) 自然とふれあう空間の創造	27
	(3) 北海道らしい個性的な景観の継承	27
2	森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能の維持向上	28
	(1) 森林、農地、河川、湖沼、海域の機能を連携させた環境保全	28
	(2) 機能の高い森林の保全	28
3	環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の形成	28
	(1) 大気・水環境等への負荷低減、省エネルギー・省資源の推進	28
	(2) 廃棄物の適正処理の推進、再生資源の利用の促進	29
第4節	観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策	29
1	国民の多様な自己実現に対応した余暇・生活空間の形成	30
2	個性的な農山漁村と都市との交流の促進	30
3	多様性や個性を尊重する文化の展開	30
4	アイヌ文化の振興等と生活環境等の向上	31
	(1) アイヌ文化の振興等	31
	(2) 生活環境等の向上	31
第5節	安全でゆとりある生活の場を実現する施策	31
1	ゆとりある生活の場の形成	32
	(1) ゆとりとうるおいのある生活環境の整備	32
	(2) 快適な冬の生活の実現	32
	(3) 高齢化等に対応した人にやさしい生活環境の整備に資する地域開発	33
	(4) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備に資する地域開発	33
2	暮らしの多様な選択を実現するネットワークの形成	33
	(1) 効率的で利便性の高い交通体系の形成	33
	(2) 高度な情報通信ネットワーク等の整備	34
3	安全な地域社会の実現	34
	(1) 国土保全施設の計画的整備	34
	(2) 災害に強い地域社会の形成	35
	(3) 安全な交通環境等の整備	35
第6章	地域の整備	36
第1節	地域整備の基本方針	36
1	我が国の北の拠点の活用	36
2	活力に満ちた地域の実現	37
3	北海道と隣接する諸地域との連携	37
	(1) 東北地方との積極的な経済文化交流の展開	37
	(2) ロシア連邦極東地域等との多彩な交流の展開	37
第2節	個性的な発展を目指す各地域	37

1	道南地域	37
2	道央地域	38
3	道北地域	39
4	オホーツク地域	39
5	十勝地域	40
6	釧路・根室地域	40
	付記	42

第1章 新たな北海道総合開発計画の策定の意義

第1節 北海道開発の経緯

我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治初頭の開拓使設置以降、組織的に北海道開発を進めてきた。特に、第2次世界大戦後は、北海道開発法（昭和25年法律第126号）に基づき5期にわたり北海道総合開発計画を策定し、経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置、多極分散型国土の形成など、その時々々の国の課題の解決に寄与することを目的に、積極的な開発を行ってきた。

北海道開発法の制定以降、北海道は、約半世紀の間に人口が140万人近く増加し、石炭等を始めとする我が国のエネルギー供給の一端を担い、産業面でも食料供給や観光・保養の主要な拠点として発展してきたほか、道央地域を中心として工業、商業等の集積が進展するなどの成果を挙げた。また、計画的、総合的に北海道の開発の基礎となる基盤整備を行った結果、社会資本の蓄積も進捗した。北海道開発は、このように一定の成果を挙げたものの、原材料等の供給を行う産業が大きな比重を占める一方で、加工組立型工業や、人材、資本、技術の蓄積が進まず、また、近年の国際化等の進展により北海道の基幹産業である農林水産業、鉄鋼業などが低迷し、石炭鉱業は大幅に減退している。

第5期北海道総合開発計画（以下「第5期計画」という。）は、1980年代中盤以降の産業構造調整の影響による基幹産業の衰退、東京一極集中の進展等を背景に、多極分散型国土の形成などにより我が国の長期的な発展へ貢献するとともに、国の内外との競争に耐え得る力強い北海道を形成することを目標とした。第5期計画の見込んだ水準に照らすと、人口や経済成長率は、出生率の低下や経済情勢の変化もあり、必ずしも順調に推移しているとは言えない状況にある。また、社会資本は、全般的に整備が進捗しているものの、第5期計画が想定した高度なネットワークが形成されたとは言い難い状況にある。

第2節 構造改革期における北海道開発

近年、冷戦構造の崩壊、大競争時代の到来、キャッチアップ経済の終焉、少子高齢化の進展、価値観の多様化など、我が国の経済社会を取り巻く環境が大きく変容していることから、行政改革、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革及び教育改革を断行することが、政府全体の喫緊の課題となっている。

北海道開発においても、このような状況を踏まえた変革が必要であり、この計画の期間中にその対応を重点的に進めなければならない。

このため、以下において、変革への対応に向けた開発の方向と施策の内容を示すこととする。

第3節 計画の性格

この計画は、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画であって、政府公共部門の施策実施の基本となる。また、民間部門の諸活動に関しては、この計画を踏まえた創意と工夫が期待される。

この計画の期間は、1998（平成10）年度からおおむね2007（平成19）年度までとする。

第2章 北海道開発の現状と課題

第1節 我が国をめぐる潮流の変化

(経済の動向)

第5期計画策定前後(1980年代中盤)の我が国経済の動向についてみると、プラザ合意による急激な円高は、輸出産業を中心に大きな影響を与えた。しかし、日本経済の構造調整の進展により内需が拡大すると、金融業や卸売・小売業などの比重が増大し、土地、株式等の資産価格が急騰して、いわゆるバブル経済を招来した。この時期の北海道経済は、構造調整の影響からその基幹産業が低迷し、全国との格差が拡大した。

1990年代に入り、金融引締め等を契機として、土地、株式等の資産価格が大きく下落した結果、逆資産効果やストック調整が生じたことなどにより、我が国の経済活動は低迷し、金融機関の不良債権問題などが生じた。また、円高はさらに進行し、特に加工組立型の製造業に影響を及ぼし、海外進出の増加という構造変化が進むとともに、経済のサービス化・ソフト化が一層進展した。この時期の北海道経済は累次の経済対策等により成長を遂げたものの、かつての基幹産業に代わる産業の成長の遅れもあって、官公需に依存する傾向が強まり、経済的な自立を図るための体質改善が喫緊の課題となっている。また、本格的な金融システム改革を前に、北海道の金融システムの再編が既に現実のものとなっており、北海道における企業の資金調達、経営計画等に影響が生じている。

さらに、国際的な大競争時代や高齢社会の到来により、産業や雇用の空洞化の一層の進展や経済活力低下の懸念がある。これらの課題に適切に対応し、活力ある豊かな経済を実現するため、^{きょうじん}強靱な経済基盤を中長期的に確立することが必要であり、北海道においても、新規産業の創出や魅力ある事業環境の整備などを進めることが課題となっている。

(人口の動向)

我が国の人口は、21世紀初頭から減少に転じ、2050年には現在より2割減の1億人となり、その後も減少するものと予測される。人口構成については、出生率の低下により15歳未満の人口や生産年齢人口が既に減少局面に入っている反面、65歳以上の人口の割合は、平均寿命の伸長とあいまって、2050年頃まで増加を続け、全人口の3割を超えるものと予測される。

北海道の人口は、第5期計画期間中の前半においては減少が続いたが、後半は増加に転じ、計画終了時点では1985(昭和60)年度の水準を上回った。しかし、地方中心都市や農山漁村等の多くでは依然として人口減少が続いている。また、北海道の合計特殊出生率は、低下を続けており、1990年から95年では1.37と全国平均の1.47に比べ大きく下回っている。

さらに、全国平均を上回る高齢化の進展により、65歳以上人口比率が1995(平成7)年

度の 14.9%から 2007（平成 19）年度には 23%程度に上昇すると見込まれる。

（社会構造の変化）

我が国は、欧米へのキャッチアップを目指す時代を経て、循環を基調とする持続的発展が可能な社会、個性やサービスの質が重視される社会への移行が求められている。さらに、個人の意識も、企業中心・集団中心主義的な行動様式や伝統的な男女の役割観から、心の豊かさを重視し、年齢や性別を問わない多様なライフスタイルを志向することへと変化しつつある。環境に恵まれ国民全体の余暇・休養の場として活用されてきた北海道においては、このような社会構造の変化を踏まえた国民の多様なニーズに対応するとともに、生活の場として魅力的な対象となるよう条件整備を進めることが課題となっている。

また、高度情報通信社会の到来により、大都市圏からの遠隔性など不利な条件にあった北海道に新たな発展の可能性が加わるものと考えられる。この可能性を有効に活用し、地域間格差の縮小に寄与するため、情報通信に係る人材育成や基盤整備の推進が課題となっている。

（地域構造の変化）

近年、東京への一極集中は新たな局面を迎えているが、中小都市や農山漁村等では依然として人口減少が続く中で、21世紀にふさわしい国土構造として多軸型国土への転換による国土の均衡ある発展を図ることが求められている。

北海道は、他の都府県に比べて人口密度が著しく低く、道内各地域の拠点となる都市の人口割合が高いことから、九州 7 県の約 2 倍に相当する広大な地域に人口、機能等が分散して存在する社会（以下「広域分散型社会」という。）を形成している。また、札幌を中心とする道央地域への人口、産業等の集積が進む一方で、他の地域の比重が相対的に低下している。このため、道央以外の地域における拠点的な都市を核とした機能の集積や地域の内外との競争力を高めるための連携の強化を図ることが課題となっている。

第 2 節 北海道の現状と課題

1 産業

（産業構造）

北海道の産業構造を全国と比較すると、第一次産業、第三次産業の割合が高い。とりわけ農林水産業（全国 1.9%、北海道 4.1%（全国は 1995（平成 7）年の国内総生産に、北海道は 1995 年度の道内総生産に占める割合。以下同じ。））、建設業（全国 10.3%、北海道 14.5%）、卸・小売業（全国 12.7%、北海道 14.4%）及びサービス業（全国 17.0%、北海道 19.1%）の割合が高く、製造業（全国 24.7%、北海道 11.1%）の割合は極めて低い。

また、製造業の構成を工業出荷額でみると、食料品（全国 11.4%、北海道 38.5%）及び

パルプ・木材・家具（全国 5.4%、北海道 15.8%）の割合が高く、機械（全国 43.5%、北海道 13.2%）は極めて低い。

支出面での特徴は、民間部門（民間最終消費支出、住宅投資、民間企業設備投資等）の割合が低く、とりわけ、民間企業設備投資の割合が低くなっている。その反面、政府部門の割合が高く、北海道開発事業費の北海道経済に与える影響は大きい。

（農林水産業）

農林水産業は、国民生活に必要な不可欠な食料の安定供給に加え、地域の経済社会の維持発展等の機能を有している。また、農用地や森林の適切な管理を通じて公益的な機能の発揮も期待される。しかし、経済社会の変化の中で、経営規模の拡大が進まず、就業者が高齢化し、農地面積が減少するなど困難な状況にあり、米消費の減少、畜産物の消費の増加等によって食料自給率が低下している。また、食生活の多様化に伴い、消費者ニーズに適切に対応することが求められている。このような状況の下で、食料について量・質ともに安定供給を確保していくことが課題となっている。

北海道は、広大な土地、水面を生かして多くの農林水産物を生産し、全国に提供している。全国に占める割合は、農水産物及び木材の国内生産量のそれぞれ約 2 割となっており、今後も一層の伸びが期待される。

農業については、規模の拡大を始め、新たな技術の開発・普及や生産基盤の整備などにより、生産性が向上している一方、国際化の進展により輸入農産物との競争が強まり、コスト・品質面での一層の向上が求められている。また、担い手の減少、家畜排泄物などによる環境問題の発生、耕作放棄地の増加の懸念、流通加工の高度化などが課題となっている。

林業については、森林の様々な機能に対する期待が高まる一方、森林の維持管理を担う林業等が、輸入木材・木製品との競合、生産コストの増大等により、依然として厳しい状況にある。こうした中で、森林の持続的経営を進めるため、森林を管理する上で合理的な地域の広がりである流域を基本単位とした林業・木材産業活性化の取組や森林整備の支援、林業の担い手の育成・確保等が課題となっている。

水産業については、「海洋法に関する国際連合条約」に伴う新たな海洋秩序の確立が求められているほか、周辺水域の水産資源の減少、輸入水産物の増大、漁業就業者の減少など依然として厳しい状況が続いている。こうした中で、新たな海洋秩序の下での合理的な資源利用や生産体制の確立、担い手の育成・確保、流通加工の高度化、経営改善の推進、海域の環境保全などが課題となっている。

（製造業、サービス産業等）

近年、国際的な大競争時代の到来、市場の成熟化、価値観の多様化など、我が国産業を取り巻く状況は大きく変化し、企業の海外進出の増加や経済のサービス化・ソフト化が進

展している。こうした中で、経済構造改革の推進により、国際的に魅力のある事業環境の整備、新規産業育成基盤の強化等を図るため、規制の撤廃と緩和、研究開発、雇用労働対策、中小企業対策等を進めることが課題となっている。

北海道においては、情報産業の拠点形成や寒冷地型技術を生かした産業の展開が見られるものの、景気の低迷により企業立地が減少していること、民間の資本や研究機関の集積が少ないこと、他地域と比べ相対的に技術水準が低いことなどから、産業構造の高度化が立ち遅れている。

一方、財政構造改革による公共事業の縮減や地域金融システムの動揺が北海道経済に与える影響に、適切に対応することが求められている。

このような状況の下で、北海道産業の再生を図るためには、産学官が協働して、集積が進んでいる分野の一層の発展を促進するとともに、新たに成長が見込まれる分野の産業育成基盤の整備を進めることが課題となっている。

苫小牧東部地域開発については、二度にわたる石油危機等による高度成長の終焉、プラザ合意以降の円高等による産業構造調整、近年の国際化の進展による国内産業の空洞化等により、従来の大規模工業開発方式による開発の推進が困難となったことから、1995（平成7）年8月に当該地域の開発基本計画を改定し、1997年3月には、その進め方として、2005年までのおおむね10年を視野に入れた段階的な開発の方向付けを行い、複合的な開発を推進することとした。また、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）において、北海道東北開発公庫に係る「苫小牧東部開発」のプロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得ることとした。

（エネルギー）

近年の我が国の最終エネルギー消費の構造は、産業部門の割合が第一次石油危機以降の省エネルギー・省資源対策の成果や産業構造の変化等により減少する一方で、民生部門や運輸部門の割合が石油製品等の価格の低位安定、生活水準の向上、OA機器の普及等により著しく増加している。現在では、地球環境問題への対応も求められており、今後とも幅広い分野において一層の省エネルギー・省資源対策を推進するとともに、原子力発電の推進、新エネルギーの活用等によるエネルギーの多様化を図る必要がある。また、長期的な視点から核融合に係る研究開発等の推進が求められている。

北海道では、その厳しい気象条件を克服し快適な生活を営むため、積雪寒冷の影響をできる限り小さくする生活環境の改善が進められているが、他方、一人当たりのエネルギー消費量が大きく、石油依存度が高い消費構造となっていることから、エネルギー利用の効率化を図ることが課題となっている。

（観光・保養）

アジア地域等の経済成長や冷戦構造の崩壊により、世界の旅行者数は増加しており、我が国の外国人旅行者受入数も近年増加傾向にあるものの、依然として国際的に見て著しく低い水準にとどまっている。また、我が国への外国人旅行者の訪問地は、東京、大阪に集中しているため、地方における国際観光の振興や文化交流等を通じた地域の国際化を促進する必要がある。

北海道は、明瞭な四季や雄大な自然のほか、豊かな食材等多くの観光資源を有しており、また、北海道の特性を生かしたアウトドア活動も活発化していることから、国内のみならずアジア地域の人々をも対象とした観光振興が期待される。

このため、海外旅行や他の観光地との競合、高コスト構造、多様化する観光需要への対応を進めるとともに、北海道内での地域的偏り、季節的偏り等の克服を進めることが課題となっている。

2 交通、情報通信

(交通、情報通信ネットワーク等)

我が国の高速交通ネットワークの整備は、青森から鹿児島までの高速道路ネットワークの概成や新幹線の開通、着工など着実に進んでいる。また、情報通信の高度化の進展は、距離に制約されない多様な活動の展開により、地方の産業活動・生活機能を飛躍的に向上させる可能性を有していることから、光ファイバ網の全国整備については、2005(平成17)年への前倒しに向けて、民間事業者の活力を生かし、できるだけ早期に実現できるよう努力することとしている。

一方、北海道では、津軽海峡による陸上交通の制約、冬期のアクセスの不安定性、大都市圏からの遠隔性、広域分散型社会、我が国の北端・東端の国境地域であることなどの事情を抱えており、これらを克服するための交通基盤等の整備は、依然として不十分である。このことが、ビジネスチャンスの喪失など経済活動上の支障となるとともに高コスト構造の原因となるなど、北海道の経済の自立を妨げる要因となっている。こうした中で、中枢・中核都市地域の集積を北海道全体や各地域の活性化に活用し、産業の多様な展開や生活の多様化を図るためには、地域の交通、情報通信ネットワーク等の整備や安全で快適な冬期交通の確保が課題となっている。

(国際交流)

国際社会が相互依存関係を深め、交流が一層進展する中で、各国民が相互の信頼、協力関係を強化するためには、二国間や多国間の文化交流や人的交流が一層重要になっている。

北海道は、地理的に北米、欧州及び東アジアの結節点にあるとともに、今後の発展と交流の拡大が期待されるロシア連邦極東地域等と近接しているという特性があり、また、日本海、オホーツク海及び太平洋の三つの海に面する港湾や24時間運用が可能な新千歳空港を有しており、これらを活用することが重要である。

北海道は、これまで北方圏を軸に国際交流を展開してきたが、これに加え近年のアジア地域の急速な経済発展やロシア連邦の市場経済化の進展等に伴い、交流が拡大している。しかし、我が国の北の玄関としての発展は、冷戦構造の崩壊以降に本格化したものであり、これまでの交流の成果や集積された国際交流基盤を生かし、一層の国際交流機能の強化を図ることが課題となっている。

3 地域社会

(国土保全)

我が国は、これまで様々な自然災害に見舞われ、特に、阪神・淡路大震災は戦後最大の被害をもたらした。これらの経験を踏まえ、防災基本計画や地域防災計画等の見直し、実践的な防災訓練の実施、防災関連施設の整備、公共施設等の耐震改修などの防災対策を講じている。

北海道には、十勝岳、駒ヶ岳などの活火山があり、火山地域から大量に流出する土砂による災害が発生しやすい。また、広大な面積と長大な海岸線を有しながら、開発の歴史が浅いことから、国土保全基盤の整備や初動体制の強化など総合的な防災対策を着実に推進することが課題となっている。

さらに、近年多発する地震災害、火山災害を踏まえ、公共施設の耐震化を進めるとともに、災害時における緊急輸送路及び避難地等を早急に確保する必要がある。

また、豊浜トンネル及び第2白糸トンネルにおける岩盤崩落等を踏まえて、岩盤斜面対策等の道路防災対策を緊急に実施することが課題となっている。

北海道の水資源賦存量は、人口との対比で見ると比較的恵まれているものの、年平均降水量は全国で最も少なく、年間総流出量の約4割が雪解け時期に集中している。このため、北海道の人口の約半分が集中している石狩川流域、流域面積が狭い山間部、半島、離島地域等における水資源の安定的供給が課題となっている。

(都市)

我が国では、経済社会情勢の変化に伴い、地方中枢都市圏、地方中核都市圏等への人口、高次都市機能の集積が高まり、その効果が当該都市圏を中心に広域的に波及しつつある一方で、その効果が及び難い地域では、人口等の流出が続いている。

北海道においては、中枢都市である札幌市を中心とする都市圏に、経済や行政、国際交流機能や高等教育機能などが集積しており、我が国の北の拠点として、これらの集積した中枢的機能を北海道全体で効率的に活用するための条件整備が課題となっている。

道央以外の各地域の経済社会活動の拠点である旭川市、函館市、釧路市、帯広市、北見市及び網走市並びに道央地域にあってこれらの都市に準ずる機能を有するもの（以下「中核都市」という。）は、地域経済の停滞等の影響を受けるとともに、郊外への大型店の進出、中心市街地の機能や利便性の低下等によって中心市街地の空洞化が進行している。ま

た、各地域の中で数市町村の経済社会活動の拠点となる地方中心都市では、地域産業の衰退、過疎化、高齢化の進展などにより活力の低下が見られる。このような中で、都市ごとの状況を踏まえ、商業・居住・交流などの機能の充実・再生を図るための総合的な整備が課題となっている。

(農山漁村)

農山漁村は、農林水産業とその関連産業などにより地域経済が形成され、重要な生産活動の場となっており、また、地域の文化や豊かな自然とのふれあいの場を提供している。加えて、農用地や森林の適切な管理を通じて公益的な機能の発揮も期待される。一方、農林漁家の戸数が減少し再編が迫られる地域、定住条件の整備の遅れなどにより高齢化や過疎化の一層の進行が見込まれ存続が困難となる地域の発生が懸念されている。このため、地域産業の活性化、生活環境の整備、都市との交流等による農山漁村の活力の再生が課題となっている。

(生活環境)

これまで我が国では、欧米並みの生活水準を追求してきたが、現在においては、多様性、個性の重視、ゆとりや精神的な豊かさの重視へと価値観の変化が生じている。また、我が国の平均寿命の伸長、出生率の低下等の進行により、少子・高齢化が世界の先進諸国の中でも特に急速に進みつつある。このため、地域の社会構造が急速に変化しており、これに対応して、医療・福祉、教育、都市施設等を充実させていくことが課題となっている。

北海道は、恵まれた自然や広々とした空間の中で、ゆとりを持ち精神的に豊かな生活を送ることができるなど、価値観の変化に適合した生活を送るための条件を備えている。また、下水道など都市における生活環境の整備も着実に行われている。

しかし、積雪寒冷な気象条件、広域分散型社会、急速な高齢化・過疎化の進行という北海道に特有な制約条件があいまって、産業活動、生活機能などに広範な影響を及ぼしている。また、都市等における交通渋滞や依然として多い交通事故への対応も求められている。このような側面を克服して、北海道を真にゆとりとうるおいのある生活の場とすることが課題となっている。

(環境の保全等)

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻化しつつあり、これらへの対策を国際的に協力して推進することが求められている。このため、我が国としても「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく取組の推進など各分野での対応を進めるとともに、産業公害の防止、省エネルギー・省資源等に係る取組から得られた技術や知見を活用し、国際社会において積極的な役割を果たす必要がある。

我が国は、経済社会の成熟化に伴い、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という環境

への負荷の大きな社会システムを主体とするものから、地球規模の資源・エネルギー問題、環境問題に配慮し、自然との良好な関係を持続できる社会システムへと転換することが求められている。また、社会資本の整備についても、環境との共生を目指した持続可能なシステムの構築が求められており、良好な自然環境等の保全が不可欠となっている。

北海道は、全国の約5分の1に相当する森林を有するとともに、自然植生の割合が全国平均の約3倍に達している。山岳、湖沼、広大な森林・湿原等は豊かな自然環境を形成しており、多様な野生生物の生息地となっている。また、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」登録湿地に釧路湿原等5カ所が指定されているなど、我が国にとってかけがえのない豊かな自然が残されている。さらに、北海道の農地、森林、河川、海域等は、都府県にはない雄大な景観を形成している。こうした北海道の恵まれた自然環境を保全し、国民の大切な資産として次世代に継承していく必要がある。このため、各種の基盤整備に当たっても、自然環境の保全を図り自然と共生する地域社会の形成が課題となっている。

一方、北海道の一人当たりの一般廃棄物の排出量は、全国平均を大きく上回っており、減量処理率が著しく低いことやエネルギーを多く消費していることを踏まえ、循環型経済社会の形成が課題となっている。

4 北方領土及び北方領土隣接地域

我が国固有の領土である北方領土は、戦後半世紀以上を経てなお返還されていない状況にある。この問題を解決してロシア連邦との平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することは、我が国にとって重要な課題である。1997（平成9）年11月のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽すことに合意するなど、両国関係はこれまでにない展開を見せている。

一方、根室市等の北方領土隣接地域は、かつて行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展した地域であるが、北方領土問題が未解決であることから、戦後は、地域社会としてその望ましい発展が阻害されてきた。しかし、北方四島周辺水域における操業枠組交渉が妥結し、新たな展開を見せている。また、当該地域は、北方領土元居住者が多数居住する北方領土返還要求運動の拠点である。このような事情を踏まえ、当該地域の振興及び住民の生活の安定に関する総合的な施策を、引き続き計画的に推進する必要がある。

第3節 アイヌの人々とその文化

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していたと考えられており、独自の伝統を有し、アイヌ語等を始めとする固有の文化を発展させてきた民族である。アイヌの人々の民族としての誇りの源泉で

あるその伝統や文化（以下「アイヌの伝統等」という。）は、歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証しとなるものであり、特に自然とのかかわりの中ではぐくまれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有する財産となるべきものである。しかし、歴史的には、松前藩による支配、明治以降我が国が近代国家として出発し「北海道開拓」を進める中での、いわゆる同化政策などにより、アイヌの人々の社会や文化は決定的な打撃を受け、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。一方で、国民一般の間では、アイヌの人々が長い歴史の中で民族としての独自の伝統や文化を培い現在に至るまで伝えていることについて、十分な理解が得られていない状況にある。これらの状況を解消し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現等を図ることが課題となっている。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等の状況は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上しているが、なお格差があることが認められるなど、その解消が課題となっている。

第4節 今後の北海道開発

北海道は、その開発を支えてきた体制が、行財政改革や国際化等の潮流の変化により大きく変動しつつあり、経済的な体質改善が喫緊の課題となっている。このため、北海道産業の活性化や金融の安定化のための発展基盤の整備を進めなければならない。

また、従来は、開発と環境とを相対立する概念としてとらえ、両者の調和を図ることを前提に、環境は開発を進める上で配慮すべきものと位置付けてきたが、地球環境問題等への関心の高まりと、それへの対応の知見が集積されるにつれて、環境の保全自体が開発の主要な目的へと変化しており、この点を重視した持続可能な開発が求められている。

さらに、北海道は、積雪寒冷な気象条件、広域分散型社会など他の地域と比較して自然的・経済的・社会的な特異性を有しており、これらを多様な豊かさとして実感できる北の生活や文化を享受できる安全でゆとりのある地域社会の形成が求められる。

第3章 北海道開発の基本理念と計画の目標

第1節 国の内外に開かれ自立する北海道の実現

これまで、北海道においては、他地域に比べて恵まれた資源や国土空間を生かして我が国全体の発展に寄与することを期待し、その時々¹の我が国の課題に対応して、食料の増産、石炭・鉄鋼・木材等の資源の供給などを円滑に行うための、あるいは広大な土地を各種産業の生産基地として提供するための施策を展開してきた。これらを安価で安定的に相当量供給することは、我が国の発展に欠かせないものであり、北海道はその役割を着実に果たしてきた。

一方、国際化の進展により、恵まれた資源や国土空間の活用という従来の北海道の役割の相当部分は外国に代替され、地域の位置付けが相対的に低下していることは否めず、北海道の基幹産業の大半が大きな打撃を受け、域際収支（移輸出と移輸入の差）の赤字が大幅で拡大基調にあることに見られるように、経済的には、公共部門の投資によって地域経済を保つ体質が克服されていない。

北海道が今後もその役割を果たしていくためには、他の地域に比べて優位にある特性を生かして、域際収支の赤字縮小に努めながら発展することが求められる。

地球規模に視点を置いた食料基地の実現、自然的・地理的特性を生かした北の国際交流圏の形成、大きな環境容量やゆとりある生活環境を生かした観光・保養基地の形成などは、今後とも我が国の発展にとって重要であり、北海道は、適切な支援の下に、産学官の連携を始めとする内発的取組を促進し、これらの具体化を図ることが求められている。

このため、国の内外に開かれ自立する北海道の実現を第1の基本理念とし、地球規模に視点を置いた食料基地の実現や成長期待産業の育成、北の国際交流圏の形成を図ることを目標に施策を推進する。

第2節 恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現

北海道の豊かな環境は、我が国にとってかけがえのないものであり、次世代の国民の大切な資産として継承していく必要がある。このため、環境の保全に配慮し、水や大気、物質やエネルギーの循環を重視することにより、自然と共生する社会を構築する必要がある。

「開発」とは、地域や環境を合目的的に合理性をもって変革し、又は保全することであり、その目的も地域や時代により変化するものである。近年の地球環境問題等への関心の高まりやその背景事情等を踏まえると、北海道の恵まれた環境を大切な資産として次世代に引き継いでいくことは、我が国にとって大きな課題であり、北海道開発の目的も、これまでの経済発展中心から環境保全を重視した、いわゆる持続的発展が可能な社会の形成へと重点を移しつつある。

さらに、北海道の広大な国土空間や環境を活用して、他地域では実現が困難と考えられ

る環境・エネルギー問題の解決に貢献するという視点も重要である。

このため、恵まれた環境や資源を誇りを持って次世代に引き継ぐ北海道の実現を第 2 の基本理念とし、恵まれた自然との共生、循環を基調とする地域社会の形成により北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境の保全を図ることを目標に施策を推進する。

第 3 節 多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現

国民のライフスタイルの志向の多様化から、ゆとりある生活やアウトドア活動などによって恵まれた北海道の資源や環境を活用し、多様な自己実現や交流・生活の場を北海道の内外の人々に提供することが求められている。また、地域において、スポーツ、文化、ボランティアなどの諸活動に打ち込み、個性と能力を伸ばしていくことが可能な社会の形成を図るとともに、個人が相互に支え合い助け合う社会の連帯を重視して、個人の幸福と社会の活力を共に実現することが求められている。

一方、北海道の積雪寒冷な気象条件、広域分散型社会などの自然的・社会的条件に加え、北海道の地方公共団体の約 7 割が過疎団体に該当するなど、地域間格差は依然として大きく、少子高齢社会の到来に伴い、格差が更に拡大する可能性も懸念される。北海道の優位性を生かすためにも、人々が生活・文化面において多様な選択が可能で、安全で安心できる生活を送ることができるよう、各種の条件整備を進めていく必要がある。

このため、多様な生活や文化を享受できる安全でゆとりある北海道の実現を第 3 の基本理念とし、観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場の形成、安全でゆとりある生活の場の実現を図ることを目標に施策を推進する。

第4章 施策推進の基本方向

第1節 計画の主要施策

北海道開発の基本理念とこの計画の目標を達成するための主要施策を、次に掲げる5つとする。

- (1) 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業を育成する施策
- (2) 北の国際交流圏を形成する施策
- (3) 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策
- (4) 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策
- (5) 安全でゆとりある生活の場を実現する施策

これらの施策の推進によって、北海道の産業活動の活性化が図られ、目標年次における北海道の産業活動の規模は1995（平成7）年度のおおむね1.3倍、人口は580万人程度、計画期間における経済成長はおおむね全国と同程度となることが見込まれる。なお、今後の我が国経済社会の諸情勢には不確定な要素が多いことから、以上の数値は幅をもって理解されるべきものである。

第2節 施策推進の基本姿勢

北海道開発の推進に係る役割の比重が、官から民へ、国から地方へと変化することから、主体的な選択と競争、積極的な交流と連携が、これまで以上に求められる。

1 主体的な選択と競争

様々な主体による地域づくりが進展するには、官と民、国と地方の役割の変化に伴い、今後果たすべき役割が大きくなるそれぞれの主体が、従来以上に創造性を発揮し、地域開発をより効果的に進めなければならない。そのためには、自己責任の下で将来方向を選択し、これに向けて講ずべき施策を実施する能力を高めることと、同一地域内の主体間や地域と地域の間で施策の有効性を比較し競争することにより、施策実施の効果を一層高めることが不可欠である。

2 積極的な交流と連携

官と民、国と地方との役割の変化に伴い、地域開発における国の役割は、地域を積極的に先導するものから、基幹的事業を実施するとともに地方公共団体や民間による創意と工夫による取組を支援することへと変化している。この変化に対応し、地域開発を円滑に展開するためには、多様な主体の積極的な交流と連携を進めることが不可欠である。

特に、北海道の活性化には地域産業の発展が重要な要素であり、関連産業間や、大学・研究機関と行政機関との緊密な協力を可能とする産学官の連携体制の強化が重要である。

第3節 施策の重点的・効率的な推進

1 投資の重点化

諸改革を進める中で、この計画を効果的に推進するためには、人材の育成、科学技術の創造、情報通信の高度化、社会資本の整備等により、自立する北海道を支える発展基盤を確立することが必要であり、ソフト施策・ハード施策の全般にわたる重点化・効率化等を図る。

特に、開発基盤の整備には長い期間と多大な資金が必要となる一方で、開発基盤投資の重点分野は、経済社会情勢に基づく政策目的に応じて変化する性質を有している。このため、これまでの開発基盤投資によるストックの有効活用を図るとともに、新たな投資については、事業効果の早期発現が見込まれるものであって、その経済及び住民生活への効果とコストとの相対関係を的確に判断して、必要性の高いものに重点的に投資することが求められる。

このため、主要施策ごとに、特に重点的、総合的、先行的に実施することが適切な施策を明らかにして、計画の効果的な推進に努めるものとし、その推進に当たっては、時々の情勢変化を勘案して、柔軟かつ機動的な対応を図るものとする。

さらに、実施中の事業については、一定期間経過後、社会状況や地域の要望などが大きく変化したか否かについて、その時々の経済社会情勢や価値観を踏まえた点検・評価を実施し、必要な見直しを行う。

2 施策の連携・整合性の確保等による効率的な推進

これまでの開発計画の策定・推進過程等を通じて各種事業の総合的な展開を図ってきたが、これまで以上に総合性を高めるため、ソフト施策を含めた各般の施策の幅広い連携を図ることとする。このため、施策の進捗状況を適切に把握し、新たな施策展開方向の検討に資する関係行政機関の連絡調整の場を設け、施策推進の実効性を高めることとする。

公共事業のコストについても、北海道の特性を踏まえた新技術の活用、基準等の見直しなどを進め、その縮減を図る。

3 施策の適切な推進

今後の社会資本整備に際しては、その透明性の確保に向けて、事業採択基準の公表、国民の意見の提出機会の確保、事業の各段階における情報提供など、事業の計画策定から完成後の維持管理に至るまで、幅広い段階での住民等の参画を適切に推進する。

また、施策の推進に当たっては、必要に応じて環境影響評価（環境アセスメント）を実施するなど適切な環境保全を行う。

4 広域的・複合的なプロジェクトの推進

地域の開発を目的として、施策・事業等を計画的、重点的、総合的に実施するプロジェクトの推進は、開発の歴史が浅く、集積が広域的に分散している北海道では有効な開発手法である。

このため、第5期計画では、プロジェクトの適切な支援体制を整備し、その推進を図ることとした。この結果、第5期計画の期間中に多くのプロジェクトが実施され、地域の開発に寄与した。一方、民間活力の活用を前提とした類似のプロジェクトが多数企画されたことなどから、バブル経済の崩壊等の状況の変化により、進捗が停滞しているものもある。

このようなプロジェクトに対する支援の経験を踏まえるとともに、諸改革への対応を勘案して、今後、流域単位や過疎地域の複数の地方公共団体単位で施策の広域的・複合的な連携を図ることにより、その波及効果が増進するものを一体的なプロジェクトとして、重点的に推進する。

第5章 計画の主要施策

第1節 地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策

(基本的な考え方)

国際的な競争が激化する中、我が国の他地域に比べ産業集積が少なく、また、基幹産業が低迷している北海道では、現在比較優位にある分野及び今後我が国全体で成長が見込まれる分野に、資本、人的資源、研究開発投資などを重点化して、21世紀をリードする産業育成とそのための経済発展基盤の強化を図ることが急務となっている。

このため、北海道の優位分野である食料・食品、観光・レクリエーション、木材・木製品とこれらに関連する産業を重点的に育成する。また、建設産業では、これまで蓄積された資本、技術、ノウハウ等を活用して、公共部門から民需を主体とする部門への転換等を進めることが期待される。

また、我が国を取り巻く潮流の変化等を踏まえ、「経済構造の変革と創造のための行動計画」(平成9年5月16日閣議決定)においては、今後成長が期待される新規産業として15の分野を掲げており、これらの中からも、北海道の産業や技術集積等を考慮して、新たな産業分野を積極的に振興する。

これらの産業の発展基盤を強化するため、産業ごとの特性に応じた経営・労働環境の整備、研究開発の推進、人流・物流・情報流の円滑化・効率化に資する交通体系等の整備、苫小牧東部地域開発等の拠点開発を推進する。

北海道での産業開発の推進に際しては、個々の主体による取組には限界があり、また非効率であることから、資源、資本、技術等の活用、人材育成、研究開発等の推進など幅広い分野で産学官の連携を強化することが重要である。

なお、観光・レクリエーションについては産業の側面に加え、余暇活動充実も重要な要素であるため、第4節に掲げることとする。

以上の考え方を踏まえ、次に掲げる施策を重点的に推進する。

- ① 食料基地の展開(国際化に対応した生産性の高い農業・漁業の育成と食品加工・流通の高度化)
- ② 地域金融システムの安定
- ③ 北海道産業クラスター創造プロジェクトの支援
- ④ 食料基地の実現と成長期待産業の育成等を支える高度な物流ネットワークの整備

1 地球規模に視点を置いた食料基地の実現

(地球規模に視点を置いた食料基地)

世界人口の増加、アジア地域等の経済成長により、世界の食料需給は、今後逼迫^{ひっばく}が懸念

される。また、国民の食生活が変化するとともに、食品の安全に対する関心が高まっている。このような中で、我が国の農業は、農地面積や担い手の減少が続いており、また、漁業では、周辺水域における主要魚種の資源量が減少傾向にあることなどから、食料供給を量・質ともに安定的に確保していくことが必要となっている。

このため、北海道は、地域の特性を生かし、安全、新鮮、良食味、低廉といった消費者ニーズに対応した農水産物の安定的な供給とこれを活用した食品加工産業の育成、効率的な流通体制の強化により、我が国の食料基地としての役割を引き続き担うことが重要である。

また、優良な農地を保全し、長期的な観点から我が国の食料供給力を維持確保するとともに、環境保全型農業、資源管理型漁業を推進し、地球環境に配慮した地域社会の確立に寄与することが必要である。

(1) 農水産物の安定的生産

(我が国の食料供給を担う農業の展開)

北海道の農地面積は、我が国の約4分の1を占め、開発可能な土地が多く残されているなど、生産力の開発可能性は高い。また、北海道は、稲作、畑作及び酪農を中心に大規模な農業経営を実現しており、環境の保全を図りつつ、より低コストで高品質な農産物の生産を行うことにより、我が国食料の安定供給に大きく寄与することが重要である。

このため、経営規模の拡大、担い手の育成等の農業構造政策を推進し、農業生産基盤整備を、事業効果が高く、十分な生産性の向上が実現できる地区に重点化して推進する。

分野別にみると、水田地帯においては、効率的な農作業を可能とする大区画化、冷害に強い安定的な生産や良食味米づくりのための水管理の高度化に対応するほ場条件の整備等を推進する。畑地帯においては、収益性の高い野菜の導入等のための畑地かんがい用水施設の整備や、生産性の向上、輪作体系の確立に向けた土層改良、排水改良等のほ場条件の整備を推進する。酪農地帯においては、環境の保全を図りつつ、より一層の生産コスト低減を図るための飼料基盤整備等を推進する。また、家畜排泄物を有機質資源として有効に活用するためのコストの低減に資する技術の開発等を促進する。

また、環境保全の観点から、広大な土地、冷涼低湿な自然条件と農業の持つ物質循環機能を生かすとともに、輪作や緑肥などによる土づくりを進めるなど自然の力を最大限活用することを基本として、農薬や肥料の使用を抑制し、水質汚染防止等環境への負荷を低減する農業の展開を支援する。

(資源管理型漁業とつくり育てる漁業の総合的推進)

豊富な水産物を供給してきた北海道は、周辺水域の高度利用と資源の合理的・持続的利用を目指す資源管理型漁業や資源の増大を図るつくり育てる漁業を引き続き展開することにより、我が国食料の安定供給に大きく寄与することが重要である。

このため、環境や生態系の維持保全に努めつつ、資源管理型漁業の広域的な展開や、秩序ある海面利用を図るため、遊漁関連制度等の整備を促進する。さらに、資源管理に係る情報化、試験研究機関の連携・機能強化等を促進するとともに、水産物の流通・加工、広域的な資源管理型漁業の拠点となる漁港の整備等を推進する。

また、つくり育てる漁業の展開のため、研究開発の充実、種苗生産施設等の整備や、経営コストの低減、放流後の資源管理の徹底、流通販売体制の強化など、種苗生産から消費に至るまでの総合的な取組を支援する。

さらに、環境を保全しつつ、海域を高度利用するため、森林、河川、海岸整備などと連携し、環境再生技術の開発、新たな漁場造成技術の開発や漁場の保全・機能回復に資する沿岸漁場の整備等を促進する。

(2) 消費者ニーズに視点を置いた食料・食品の生産・加工・流通体制の確立

安全、新鮮、良食味、低廉といった消費者ニーズに視点を置いた食料・食品の生産・加工・流通体制の確立を支援することが必要である。

このため、消費者ニーズを把握し、これを踏まえたきめ細かな生産や販路拡大に向けたインターネットなどの各種メディアによる産地からの情報の提供、都市と農山漁村の交流、他産業との連携を支援する。

また、農薬や化学肥料の使用の削減を図る技術を開発するなど安全性の高い農産物の供給を支援するとともに、水産物の安全性や品質等の情報提供、漁船、漁港施設や水産加工流通施設等における危害分析重要管理点方式（HACCP）による衛生管理及び HACCP の要素を用いた品質管理手法の導入の検討など、水揚げから加工・流通に至る衛生管理及び品質管理の高度化を支援する。

地域の農水産物を活用した多様な食品加工等の展開を図るため、食品の高付加価値化や低コスト化の研究開発を支援する。また、産地から消費地への直接流通の拡大など流通の多様化を図るとともに、拠点的な集出荷施設の整備などによる低コスト化、保冷容器等の鮮度保持資材の開発導入などを促進する。

2 新たな成長期待産業の育成

(北海道における新たな成長期待産業)

「経済構造の変革と創造のための行動計画」で掲げる 15 の分野については、北海道においても今後成長が見込まれるが、現在の北海道の産業、技術等の集積状況を考慮すると、住宅・ハウスウエア関連（土木建築業を含む。）、環境関連、医療・福祉関連及び都市環境関連の各分野に属する産業を育成することが必要である。新たな成長が期待される分野の産業には様々な業種が関連していることから、その振興に当たっては、業種横断的な視点の下、産学官が連携して取り組むことが重要である。

(1) 寒地対応型を中心とした住宅・ハウスウエア関連産業

ゆとりと豊かさに満ちた生活の実現が求められている中、環境への意識の高まりや高齢化などに適切に対応した住環境が求められており、これを踏まえた市場の発展が期待されている。

住宅・ハウスウエア関連産業は、林業、木材産業、建設業など北海道の基幹産業と関連していることに加え、高气密・高断熱に関する高い技術水準を有する住宅産業及び建築資材産業、高齢者、身障者に対応したハウスウエアの開発など独自の取組が進展していることから、その振興を図る。

(2) リサイクル産業を中心とした環境関連産業

近年、地球温暖化問題、都市・生活型公害、廃棄物問題等に対応して循環型の経済社会を構築していくことが必要となっており、エコマテリアル等の環境調和型製品製造業、廃棄物処理業、リサイクル産業、水質浄化に係る産業など、環境関連分野は、大幅な成長が見込まれている。北海道においては、市場規模は小さいものの、廃棄物処理業、リサイクル産業等の取組が開始されている。

また、北海道では、農業、漁業、食品加工業、建設業などからの産業系の廃棄物等が多く、これらを活用した環境調和型製品の製造を進めるとともに、これら再生製品を公共事業等で率先して利用し需要拡大を図るなど、環境関連産業の振興を図る。

さらに、積雪寒冷な気象条件によるエネルギー多消費型の地域特性を踏まえ、熱回収可能な再生資源の積極的な利用を図るとともに、高度な溶融固化技術等の活用により熱回収後の残さ等の製品化を進めるなど総合的なリサイクルシステムの検討を進め、我が国全体の資源利用、廃棄物処理問題等の解決に寄与することが期待される。

(3) 高齢化・過疎化の進展を踏まえた医療・福祉関連産業

急速な高齢化に伴い、自宅療養等に対応するための在宅・遠隔医療サービスなどの多様なニーズの増大が見込まれるとともに、患者の体に負担をかけない機器を中心とした高度医療機器産業等の成長が期待されている。

広域分散型社会で全国を上回る高齢化・過疎化が進む北海道においては、在宅又は遠隔地においても医療・福祉サービスを受けることが可能となるよう条件整備を進める必要がある。これらの分野においては、医療機器産業の集積は進んでいないものの、医薬品卸小売業や電気機器製造業から医療・福祉分野への参入や社会福祉法人による在宅の福祉サービスの提供が進んでいる。このため、異業種からの参入を支援するとともに、医科系大学等からの技術移転による高度化を進めるなど、医療・福祉関連産業の振興を図る。

(4) 快適な冬の生活の実現を中心とした都市環境関連産業

都市生活の快適性の向上など都市環境に関する新規産業の創出の可能性が大きく、街並

み・水辺の景観の維持・向上のための新素材、都市内の緑化推進による環境修復・創造産業、排雪・融雪・凍結対策など北国の都市環境の改善を図る産業などの創出が期待されている。

北海道においては、寒冷地土木技術、融雪技術等の蓄積が進んでいることから、これらの技術の公的分野における導入拡大や高度化、他地域への活用などを進め、快適な冬の生活を実現する都市の形成等に資する産業の振興を図る。

3 森林を支える産業の育成

森林は、産業や生活に幅広く関わっており、これを持続的に管理するためには、森林資源を活用した各種産業を育成し、森林整備への適正な投資を促進することが必要である。特に、人工林資源が充実しつつあることから、その有効活用を図ることが重要である。

このため、流域を基本単位として地方公共団体、木材の生産・流通・加工の関係者等の連携を強化し、原木の安定供給、製材・加工の合理化、規模拡大等を促進するとともに、効率的な林業を支える施業の集団化、高性能林業機械の積極的な導入、林道等の基盤整備を推進する。

木材・木製品産業については、建築分野における人工林材の利用促進を支援するとともに、道産人工林材の合板、家具、ウッドクラフトなど加工度の高い製品の生産拡大等を支援する。

さらに、自然探勝、スポーツ、文化・教育活動等の多様な要請に応えつつ、森林空間を生かした産業を支援する。

4 北海道産業の活力を向上させる発展基盤の整備

(1) 産業の特性に応じた経営・労働環境の整備

(地域金融システムの安定)

現在、金融機関の破綻等により北海道の地域経済が大きく動揺していることから、経済発展の基盤となる金融システムを安定させるため、金融システム全体の危機管理、貸し渋り対策等を緊急に推進するとともに、適切な地域開発に係る政策金融制度の整備を推進する。

(北海道産業クラスター創造プロジェクトの支援)

現在、地元で、北海道産業の再生のため、一定の区域に当該区域の基幹産業と関連を有する産業を集積し、その連携により産業群の一層の発展を図ることを目的として進めている「北海道産業クラスター創造プロジェクト」を支援する。

(農林漁業の経営基盤の強化)

農林漁業では、他産業と比べ、家族経営など零細な経営形態が主体となっており、国際

化への対応に向けて経営の合理化が求められている。

このため、農業経営については、優れた経営感覚の醸成、技術力の向上、情報化の推進、中核的な担い手への農地の利用集積、野菜・花きなどの新規作物の導入、農産加工や農家民宿等を取り入れた経営の多角化の促進、法人化や農作業受託組織の育成・活用等により、効率的・安定的な経営の確立を支援する。また、経営規模が大きく担い手として期待される農業者の経営安定のための取組を支援する。さらに、農業団体の組織、経営基盤の強化を図るため、農業協同組合や土地改良区の合併などを支援する。

林業経営については、自然の力の活用等による育林の低コスト化、施業・管理の委託の推進、きのこ、山菜などの特用林産物の生産等による経営の合理化・多角化を支援する。さらに、森林整備の担い手である森林組合については、組織、経営基盤の強化を図るため広域合併を支援する。

漁業経営については、資源量と収益性を勘案した操業体制への移行、経営の効率化や技術革新による生産性の向上、消費・流通の変化に対応した付加価値向上等の取組などを支援する。また、遊漁、体験観光、漁家民宿などの導入による経営の多角化や就業機会の拡大を支援する。さらに、漁業協同組合については、組織、経営基盤の強化を図るため、広域合併、事業統合、地域や消費者と協調した産地流通機能の充実強化などを支援する。

（ベンチャー企業、中小企業の強化・育成）

新たな成長が期待される産業分野への参入には、ベンチャー企業、中小企業など企業の意思決定を迅速に行うことができ、事業内容を専門分野へ特化することが可能な企業形態が有利な面が多い。特に、大企業の立地が少ない北海道においては、このようなベンチャー企業、中小企業の強化・育成を図っていくことが重要であることから、人材の確保・育成、資金などの経営資源の調達、販路の確保及び技術の育成などに関して環境整備を進めていくことが重要である。

このため、補助制度や出融資制度等の活用、起業家育成研修の実施、技術力評価組織の充実などを支援する。

（人材の育成、労働環境の整備）

食料基地の形成や新たな成長期待産業の育成を始めとする幅広い分野での産業の振興にとって、人材の育成は最も重要である。特に、国際的な大競争時代においては、創造性に富み、企業家精神にあふれる人材の育成が重要である。また、諸改革を推進する過程において、労働需給のミスマッチによる失業問題の拡大が懸念されることから、雇用の安定を図ることが必要である。

このため、食料基地の実現や成長期待分野等に対応した人材を育成すべく産学官の連携による産業教育の充実を推進する。また、労働力の円滑な移動を可能とするため、北海道の産業、地域等に関する就業情報を適切かつ迅速に提供する体制の充実を促進する。さら

に、少子化や高齢化が進む中で就業意欲を持った高齢者や女性の経験や能力の活用を支援する。

特に農林水産業では、経営や専門技術の修得のための総合的な研修や、新規就業者の確保を図るための融資、リース制度等の支援制度の充実等を促進するとともに、安全で快適な就労環境の整備を促進する。

(2) 研究開発の推進

北海道の特性と今後の成長期待産業を勘案すると、寒冷地における土木建築技術、住宅関連技術、ソフトウェア・システム開発技術、バイオテクノロジー関連技術など比較優位にある技術を基にした産業基盤技術や先端分野における研究開発プロジェクトを推進することが必要である。

このため、研究開発に係る産学官の連携強化を図り、大学、国公立試験研究機関等と企業との間における技術シーズやニーズの共有、技術の移転等を支援する。

また、食料基地の形成に向け、農作業の省力化や農産物の供給コストの低減、高付加価値化に向けた技術開発を支援するとともに、寒冷地における高度な農業技術の集積を活用して海外への技術協力を推進する。

さらに、国家的な研究開発プロジェクトについての取組を進めるため、幌延町における原子力関連の深地層試験について、1998（平成10）年2月の北海道への申入れに基づき、地元及び北海道の理解と協力を得て、推進する。

(3) 人流・物流・情報流の円滑化・効率化に資する交通体系等の整備

北海道の高コスト構造を是正し、国際的にも魅力ある事業環境を整備するためには、人流・物流・情報流の円滑化・効率化が必要である。特に、物流については、我が国の目標としてアジア・太平洋地域で最も利便性の高い魅力的な物流サービスを提供できるようにするとともに、このような物流サービスが産業立地競争力の阻害要因とならない水準のコストで提供できるようにすることとされており、北海道においても食料基地の実現と成長期待産業の育成等を支えるハード・ソフト施策両面からの高度な物流ネットワークの整備が重要である。

このため、施策間、関係機関間の連携を図り、生産から流通、消費に至る過程の最適化に配慮した物流体系の整備を推進する。また、人流・物流・情報流の円滑化・効率化のためには社会資本の計画的・総合的な整備と相互補完が重要であり、需要に対応した道路、鉄道、港湾、空港、物流拠点の相互連携、交通上の隘路あいろとなっている区間・地点の解消及び拠点空港、中核港湾、高規格幹線道路網等幹線交通網の強化並びに情報通信インフラの整備を推進する。また、物流に係るエネルギー利用の効率化、環境保全、交通の安全等への対応を推進する。

航空については、人口・産業等が集積している道央地域に立地する新千歳空港を始めと

する各空港の機能の強化、航空路線の充実等を図る。

海上交通については、コンテナの貨物量の増大と船舶の大型化に対応するための国際コンテナターミナルを苫小牧港において整備するほか、各地域における物資の輸送の効率化を図るため、主要な港湾において、多目的国際ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進する。また、海上交通の安全性・安定性の向上を図るため、防波堤を始めとする外郭施設や航路、泊地等の水域施設の整備を推進する。

陸上交通については、生産地と消費地を結ぶ高規格幹線道路を始めとした道路網の整備等を推進するとともに、輸送密度の高い都市間輸送の利便性向上のため鉄道的高速化等を支援する。また、北海道新幹線については、青函トンネルの有効活用の観点も踏まえつつ、政府・与党整備新幹線検討委員会における検討結果に基づき、所要の事業を推進する。

情報については、情報通信インフラの活用により、市場のニーズの的確な把握、商品の情報提供・販売、多様な研究に係る情報交換等の進展を支援する。

（４）苫小牧東部地域開発等の拠点開発の推進

広大な面積を有する北海道において、その豊かな自然や優れた生活環境等を生かして新規産業育成や研究開発を進めるに当たっては、拠点の開発により集積の効果を発揮させることが必要である。

このため、苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の開発、テクノポリス、頭脳立地構想等の推進を図り、国際化、情報化等に対応した産業活動や研究活動を一体的に展開する産業拠点開発を推進する。

特に、苫小牧東部地域については、陸・海・空の優れた交通条件等の活用を図り、生産機能はもとより、研究開発機能、居住・生活機能等を備えた複合開発を重点的かつ効率的に推進するとの方針に基づき、柏原台地や遠浅地区などの内陸部及び臨海低地部を優先的に開発してきたが、近年の経済社会情勢の変化を踏まえて、規制緩和等による魅力ある事業環境の整備、国際的な交流需要に対応した空港機能への活用策、大型試験研究施設の立地可能性、企業誘致のための優遇措置、用地の市場性確保の方策、土地保有の在り方などの開発方策等の検討を行いつつ、それに基づき推進する。

ただし、検討に当たっては、「北海道東北開発公庫に係るプロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする」としている特殊法人等の整理合理化に関する閣議決定を踏まえて適切に対処する。

第２節 北の国際交流圏を形成する施策

（基本的な考え方）

アジア・太平洋地域を始めとする各国の相互依存関係が一層深まり、貿易の拡大や国際的な観光客の増加が進む中で、我が国は、地域ごとの特色を踏まえた適切な対応を進める

ことが求められている。

北海道では、これまで主として北方圏との交流を進めてきたが、これに加えて、ロシア連邦極東地域に近接し、北米、欧州及び東アジアとの結節点に位置する優位性や、太平洋など三つの海に面する港湾、2本の3,000m滑走路を有する新千歳空港などの国際交流基盤の集積を生かした交流の展開を図るとともに、北海道開発の経験を生かした技術協力などの国際貢献を進めるため、諸機能の集積を図り、「北の国際交流圏」を形成する。

以上の考え方を踏まえ、以下の施策を重点的に推進する。

- ① サハリン・エネルギー開発プロジェクト等の支援基地機能の強化
- ② 国際航空路線の増設、国際貢献等に係るセンター機能の整備

1 北海道産業の国際化

(1) 北海道産業の国際的な展開の促進

北海道は、その経済規模に比して輸出入の規模が小さいことや、アジア地域等の経済発展などを踏まえ、企業活動の海外展開の一層の活発化を図ることが必要である。

このため、海外市場情報の提供等を支援するとともに、企業の国際的な展開を支援するための国際見本市の開催や姉妹都市交流などを促進する。

また、海外企業との技術や資本の相互交流などによる技術力の蓄積、製造業、ソフトウェア産業等の海外展開を支援するとともに、国際交流拠点の整備と連携して、国際的研究機能の集積などを始めとする産業拠点の形成を推進する。

(2) 国際的な資源・エネルギー開発との連携

地球温暖化など地球規模での環境問題や資源・エネルギー問題などに対応して、エネルギー利用の効率化を進めるとともに、長期的な視点に立ったエネルギー供給の安定化を図ることが必要である。

このため、原子力や天然ガスの活用などエネルギー利用の多様化を支援する。特に、サハリン大陸棚石油・天然ガスプロジェクトについては、エネルギー、基盤整備などの分野における企業の参入を支援するとともに道内の支援基地機能を強化するため、サハリン州との交通アクセスの改善や我が国での利用供給拠点の整備等の推進方策について検討を行う。

また、長期的な視点に立ったエネルギー供給の安定化を図るため、国際的な研究開発の展開に寄与すべく苫小牧東部地域などでの大型試験研究施設の立地可能性等を検討する。

(3) 国際的な観光の展開

海外からの観光客の受入れは、地域経済の活性化に加え、地域文化との交流等を通じて我が国への理解の増進に資するものであり、全国的に振興を図る必要がある。特に、北海道は、さわやかな夏や雪の積もる冬など温暖な地域とは異なった気候風土を有しており、

これを生かした国際的な観光の展開を図ることが重要である。

このため、環太平洋観光サミットなどの国際会議の開催を促進するとともに、海外への情報発信、外国人にも利用しやすい宿泊施設の整備やホスピタリティの向上、観光ルートの開発などを支援する。

2 地域間の国際交流・国際貢献

北海道は、北方圏との交流の実績に加えて、海外諸地域の開発に有用なノウハウを有していることから、これらを活用して国際交流・貢献を進めることが必要である。

このため、北方圏フォーラムや国際交流団体の活動を支援するとともに、2002年ワールドカップ・サッカー大会やツールド北海道国際大会の開催などを通じてスポーツ面での交流を支援する。また、ロシア等との交流史の研究など文化交流を促進する。さらに、寒冷地における農林水産技術や土木技術、バイオテクノロジー技術などを活用した国際協力を推進する。

3 国際交流基盤の整備

北海道の地理的・自然的・社会的特性を活用した国際交流の拡大を図るため、新たな国際航空路、国際航路の開設など国際交流に必要な諸機能を集積して、北の国際交流圏の形成を推進することが必要である。

このため、新千歳空港における新たな中長距離国際航空路線の開設や24時間運用の拡大などの支援を行うとともに、国際機能の向上のための整備を推進する。地方空港においては、チャーター便の運航や定期国際航空路線の開設を支援する。苫小牧港においては、中核国際港湾として基幹的な定期コンテナ航路に対応する国際海上コンテナターミナル等を整備するとともに、主要な港湾において、地域における貨物需要に対応する多目的国際ターミナルの整備を推進する。

ロシア連邦極東地域等との人流・物流の拡大に対応して、空港・港湾と道路網等との連携の強化、情報化等によるサービス水準の向上など国際交流拠点機能の高度化を推進する。

さらに、国際交流・貢献に係る専門的かつ広範な情報、知識、ノウハウ、人材等を組織化するためのセンター機能の整備を支援する。また、市町村や民間非営利組織等との連携を図り、外国人が理解しやすい観光パンフレット等の充実を促進するとともに、ボランティア通訳の育成やインターネット等を活用した情報提供機能の充実を支援する。また、一層の相互理解を図るため、国際交流に係る啓発普及を促進する。

第3節 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する施策

(基本的な考え方)

北海道は、我が国の中でも雄大な自然が残され、貴重な動植物が生息している地域であり、生物多様性の確保、森林の保全など地球環境問題の解決に貢献することが求められる

地域である。しかしながら、民生用の個別暖房が多いこと等から一人当たりの二酸化炭素排出量が多いほか、家畜排泄物や生活排水などによる水質汚濁の発生、土壌の流出、森林の管理水準の低下のおそれ、一般廃棄物の資源化率、減量処理率等が低いことなどから、環境悪化の懸念が現実のものとなりつつあり、このまま放置すれば、21世紀には人口、産業規模に比して環境負荷の大きな地域となるおそれがある。この状況を改善し、北海道の美しく雄大な自然環境を次世代の国民の大切な資産として引き継ぐことが重要である。

このため、恵まれた自然との共生、森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能の維持向上、環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の形成を目標に施策を進める。

以上の考え方を踏まえ、次に掲げる施策を重点的に推進する。

- ① 北海道の恵まれた環境を引き継ぐための自然との共生の推進
- ② 森林、農地、河川、湖沼、海域に関する事業の、流域を基本単位とする連携による総合的な環境保全の推進
- ③ 資源・エネルギーの利用効率の低さ、一人当たり環境負荷物質排出量の多さ等を克服するための循環を基調とする地域社会の形成

1 恵まれた自然との共生

(1) 北海道の恵まれた自然環境の保全

北海道の恵まれた自然環境は、我が国にとってかけがえのないものであり、次世代に引き継ぐことが重要である。また、このことは、野生生物の種や森林の減少などの地球環境問題の解決に資するものである。

このため、自然公園やラムサール条約登録湿地などの保全を推進するとともに、野生生物の適切な保護・管理を推進する。また、原生的な自然や多様な野生生物が生育・生息する空間を守るため、森林、河川、湖沼、海域等の保全を推進するとともに、緑の計画的な配置や連続性の確保を促進する。

(2) 自然とふれあう空間の創造

自然と人との豊かなつながりを保つため、人と自然がふれあう場を作り、自然と共生する地域社会を形成することが必要である。

このため、人と自然がふれあ^い、憩いや情操教育、レクリエーション等の場として活用が可能な空間や身近な緑の創造に向けて、地域住民等との連携を図りつつ、体験施設や公園の整備等の社会資本整備に際しての環境の保全・創造を推進する。

(3) 北海道らしい個性的な景観の継承

北海道では、自然度の高い地域に二次的自然が加わり、雄大で開放的な景観が形成されている。このような個性的な景観を継承するためには、森林、農地等の適切な管理、景観

に調和した施設整備が必要である。

このため、良好な景観を保全・創出するための森林構成の多様化や広葉樹の導入、河畔林の造成等を推進する。また、水と緑のネットワークなど自然的環境（人工的に創造した擬似自然を含む。）を都市の内外に連続的に創出する取組を推進するとともに、田園風景の創出に資する輪作を支援する。

2 森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能の維持向上

（１）森林、農地、河川、湖沼、海域の機能を連携させた環境保全

農地からの土壌、家畜排泄物等の流出や生活排水による水質汚濁等を防止するため、健全な水循環を確保し、環境への負荷の低減を図る事業を、流域を基本単位として総合的に展開することが必要である。

このため、森林保全や治山・砂防、治水、農地保全、下水道・合併処理浄化槽・農業集落排水の整備、藻場・干潟の造成など上流域から中・下流域、沿岸域で行われる各種事業の連携を図ることにより、森林、農地、河川、湖沼、海域の有する環境保全機能を維持向上させる広域的・総合的な施策を推進する。

（２）機能の高い森林の保全

森林は、国土の保全、水資源のかん養のほか、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止など多面的な機能を有しており、その機能を持続的に発揮させることが必要である。

このため、自然の力を活用した施業を主体として、長期的視点から計画的な森林整備を推進する。特に、健全な水循環の確保や土砂の流出防止等を図る上で重要な箇所においては、複層林の整備、原野等への植栽を推進する。また、育成途上の人工林の保育・間伐など森林の適切な管理を推進する。

森林の有する公益的機能をよりの確に確保するため、地域の実情を踏まえ、森林組合等を中核とした地域単位での効率的・持続的な森林の管理・経営、公有林化等を推進する。また、都市住民や農業、水産業を営む者などの森林整備への参加を促すなど、流域全体で森林を育成する取組を支援する。

3 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の形成

（１）大気・水環境等への負荷低減、省エネルギー・省資源の推進

環境への負荷が少ない循環を基調とする経済社会システムを実現するため、大気・水環境等への負荷低減を図るとともに、省エネルギー・省資源を推進することが必要である。

このため、大気環境等への負荷低減については、環境に優しい交通機関の利用拡大を基本とし、交通機関間の連携の強化を図り、低燃費車・低公害車の開発及びこれらの利用を誘導する施策による普及や環境に優しい運転方法の普及を支援するとともに、渋滞の解

消・緩和を図る観点からバイパス等の整備や交通需要マネジメント（TDM）施策や高度道路交通システム（ITS）の導入を推進する。また、共同集配システムの構築や車両の大型化等トラックの輸送効率向上、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルや高規格幹線道路等の整備による物流の効率化を推進するとともに、都市高速鉄道の整備等やバスサービスの改善等による公共交通機関の利用を促進する。さらに、道路構造対策、土地利用の適正化等を総合的に推進する。交通以外の分野では、都市機能の効率化を図る地域熱供給システムの確立などを支援する。

また、水環境への負荷低減については、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の計画的・効率的な整備による生活排水対策を推進するほか、河川、湖沼の水質浄化対策等を推進する。

さらに、エネルギー利用の効率化については、省エネルギー型住宅の一層の普及促進、研究開発等を推進する。

（２）廃棄物の適正処理の推進、再生資源の利用の促進

北海道では一人当たりの一般廃棄物の排出量が全国平均を大きく上回っており、減量処理率も著しく低いことを踏まえ、廃棄物の適正な処理や再生資源の利用を促進し、循環を基調とする社会を構築することが必要である。

このため、廃棄物の適正処理については、廃棄物処理施設の整備を推進するとともに、廃棄物の排出抑制、分別収集への協力、資源の有効利用等に係る普及啓発を図る。廃棄物処理施設の整備に当たっては、広域的な観点からダイオキシン対策等の環境保全対策を促進する。

再生資源の利用の促進については、焼却処理によって生じた熱や下水熱の積極的な活用、廃棄物固形燃料（RDF）化、汚泥の堆肥化等地域の実情に応じた特色ある取組を促進する。

第４節 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する施策

（基本的な考え方）

北海道は、明瞭な四季と自然に恵まれた地域であり、日本のオアシスとして、自然と共生するくつろぎの場を国民に提供し自然と風土がはぐくんだ文化を守り育てていくことが期待される。

このため、観光・保養など国民の多様な自己実現に対応した余暇・生活空間の形成、個性的な農山漁村空間を生かした都市との交流の促進、多様性や個性を尊重する文化の展開、アイヌ文化の振興等と生活環境等の向上を中心に施策を進める。また、これらの取組があいまって、北海道の魅力が一層増進されることとなる。

以上の考え方を踏まえ、北海道の大地を活用した観光や自然体験型活動の展開を支える人流ネットワークの強化を重点的に推進する。

1 国民の多様な自己実現に対応した余暇・生活空間の形成

北海道は、国民のくつろぎの場としての役割を担っており、観光関連産業が地域経済を支える重要な産業として成長するとともに、多彩な体験型観光やアウトドア活動が活発に展開されていることから、今後とも多様なニーズに対応するきめ細かな観光資源の開発、利用体制や情報発信体制等の整備を進めることが必要である。また、仕事と自己実現を両立し、子どもをのびのびと育てること等の多様なライフスタイルを展開する場として整備することが必要である。

このため、観光・保養を核に地域社会全体の活性化を図るための北海道産業クラスター創造プロジェクトの全道的な展開を支援する。特に、観光と連携した農林水産業、食品加工業、ガラス工芸品製造業等の地域産業の育成を図り、特色ある観光地づくりを支援する。観光客の誘致競争が激化する中で、国内外の観光需要の拡大やその内容の多様化に対応した食事や接客などのホスピタリティの向上、受入れの体制や施設の整備を支援するとともに、関連する公共施設の整備を推進する。さらに、運賃等のコストの低減による競争力の向上を支援する。

オートリゾートやスカイスportsなど北海道の広大な空間を生かしたアウトドア活動の振興のため、広域的な余暇活動基盤となる施設整備を推進するとともに、活動拠点のネットワーク化とアクセス性の向上、各種関連情報の提供を支援する。

さらに、北海道への移住希望者に対する情報提供等を支援するとともに、長期滞在型の余暇需要に対応できる施設整備等を促進する。

2 個性的な農山漁村と都市との交流の促進

北海道の豊かな自然環境は、人間性をはぐくむ教育の場としての価値が高い。また、多様な交流やマルチハビテーションなどにより都市の活力や利便性と農山漁村のうるおいの共有を図り、地域社会に文化的刺激とビジネスチャンスをもたらすことが必要である。

このため、子どもを受け入れる山村留学や農山漁村体験などを始めとする都市住民に開かれた自己実現や余暇活動の場として、グリーン・ツーリズム、ふるさと農園、ホーストレッキング等の活動を支援する。また、個性的で活力ある農山漁村を形成するニューカントリ施策等を引き続き推進する。

3 多様性や個性を尊重する文化の展開

国民の価値観の多様化に伴い、生活の中で自然と親しみながら優れた芸術にふれあうなどの地域ごとの個性的な生活文化をはぐくむことが求められている。特に、居住環境、食文化を含めた地域の生活文化自体が魅力的な観光資源となることから、これらを地域の活性化に活用することが重要である。

北海道の風土は、内外の多様な文化を受け入れながら、北国らしい生活文化を発展させてきたが、この伝統を生かし、多様性や個性を尊重する文化の展開を可能とする環境づく

りが必要である。

このため、北海道の食文化や北方型住宅、雪国の特性を生かしたイベントなど、北国の暮らしから生まれた個性ある文化の展開を支援する。また、史跡の保存や地域の芸能の保存振興を図るとともに、歴史的建造物や古い街並みなどを生かしたまちづくりを促進する。

また、広域分散型社会の中で多様な学習活動が可能となるよう、放送大学の展開など生涯学習活動を支援するほか、学校間、学校と社会教育施設などを結ぶ情報通信インフラの整備を促進する。

4 アイヌ文化の振興等と生活環境等の向上

(1) アイヌ文化の振興等

アイヌの伝統等が置かれている状況を踏まえると、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）に基づき、引き続きアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することが必要である。

このため、アイヌ語の指導者の育成のための講座の開設等アイヌ語を継承するための事業を支援するとともに、その他のアイヌ文化の振興についても、各種の展覧会の開催等を通じて、アイヌの伝統的な文化やそれを基に発展した創作芸術を支援する。アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発については、各種の広報活動等を支援する。また、アイヌ文化の振興等の基盤となる総合的、実践的な調査研究を支援する。さらに、アイヌ文化を総合的に伝承するため、アイヌの伝統的生活の場の再生を念頭に置き、様々な展示施設などを有する空間の整備を促進する。

(2) 生活環境等の向上

アイヌの人々の生活環境等の向上を図るため、教育の振興、生活環境の整備、産業の振興、就労の安定化等の施策を引き続き促進する。

第5節 安全でゆとりある生活の場を実現する施策

(基本的な考え方)

我が国社会の成熟化に伴い、豊かさを実感できるくらしの基礎としての、安全で安心できる生活環境の重要性が認識されている。

北海道は、積雪寒冷な気象条件、広域分散型社会、高齢化・過疎化の進行などがあいまって、多様な教育機会の提供や、緊急時の医療機能等へのアクセスが不十分な地域が残されていることなどの制約があり、日常的な生活機能を効率的かつ着実に整備することが重要である。

このため、ゆとりある生活の場の形成、くらしの多様な選択を実現するネットワークの形成、安全な地域社会の実現を中心に施策を進める。

以上の考え方を踏まえ、次に掲げる施策を重点的に推進する。

- ① 生活環境の向上に資する市町村連携施策を支援する交流基盤等の整備
- ② 町村における生活排水の適正処理の推進
- ③ 中核都市、地方中心都市の中心市街地の総合的な整備
- ④ 都市における熱供給の効率化、安全で快適な冬期交通の確保など快適な冬の生活の実現に資する事業の推進
- ⑤ 大規模な災害を踏まえた対策の推進

1 ゆとりある生活の場の形成

(1) ゆとりとうるおいのある生活環境の整備

北海道の恵まれた自然の中で、ゆとりとうるおいのある生活が可能となるよう、地域特性に応じた生活環境の整備を進めることが必要である。また、都市化の進行に対応して、防災等の生活の安全にも配慮した魅力ある生活の場の形成が必要である。

このため、広域的な市町村の連携や住民参加型の地域づくりを基本として、防災や都市のうるおいに配慮しつつ、土地の有効利用を進め、効率的な生活環境の整備を推進する。

住宅については、公共部門と民間部門の役割分担を踏まえた連携の下、ライフサイクルに応じた住み替え需要、高齢者や障害者の居住の安定、UJI ターン者や若年単身者の定住希望等に対応した良質な住宅の供給、既存住宅の活用等を促進する。

水資源の確保については、ダムにより流水を有効に貯留するとともに、水源地域の森林整備、施設間の運用調整、循環型経済社会を目指した節水型社会の構築などを総合的に推進する。また、水道の未普及地域の解消や施設の高度化、水道水質の衛生確保の徹底等を推進する。

生活排水処理施設については、普及の遅れている町村に重点を置き、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を組み合わせ、計画的・効率的に整備を進めるとともに、その普及に伴い、増大する汚泥の適正かつ効率的な処理・処分、施設の機能改善等を促進する。

都市においては、商業・業務拠点の機能の向上、公共施設等の集積などによる総合的な中心市街地の整備、土地区画整理事業等による港湾や鉄道駅周辺の地区の活用、都市公園や都市交通施設の整備等により、機能的な都市基盤の形成を推進する。

農山漁村においては、コミュニティ機能、効率的な公的サービスの提供の維持向上を図る集落再編の促進方策を検討する。

(2) 快適な冬の生活の実現

北海道においては、第5期計画に基づき、快適な冬の生活環境づくりを目指したふゆトピア施策を展開してきたが、北海道の積雪寒冷な気象条件は、なお、産業活動や生活機能の障害となっていることから、引き続き施策の拡充強化を図ることが必要である。

このため、都市の中心部では、下水道や清掃工場の廃熱などを活用した雪処理システム

の構築などを推進する。また、多額の運転費用とエネルギーを要するものの、消融雪施設として即効性・確実性の高いロードヒーティング等については、道路の利用や沿道の状況を勘案して、重点的な整備を推進する。高気密・省エネルギーの北方型住宅の一層の普及、集住化や安全な歩行空間の確保など冬の生活に配慮した都市基盤の整備を推進する。また、地球環境問題に対応した広域的・効率的な熱供給システムの確立を支援する。

さらに、積雪寒冷な気象条件を北海道の個性として活用するため、冬のアウトドア活動の普及を図るなど気候風土に適した生活文化の創造を支援する。

(3) 高齢化等に対応した人にやさしい生活環境の整備に資する地域開発

全国平均を上回る高齢化の進展が見込まれる北海道では、健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような生活環境の整備や、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会的自立の支援が必要である。

このため、保健・医療・福祉施設の整備を促進するとともに、高齢者、障害者が積極的に社会の中で生きがいをもって活動できるような交流の場づくりを支援する。また、高齢者等が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、高齢者や障害者に配慮した住宅の整備の促進、福祉関連施設と住宅団地の一体的整備など、住宅施策と福祉施策の連携強化を促進する。さらに、だれもが安全で快適に利用できるよう、段差の解消などによる円滑な動線の確保等に配慮した商店街や交通施設の整備を推進する。

(4) 安心して子どもを生み育てられる環境の整備に資する地域開発

今後の地域開発の推進に当たっては、少子化の進行、男女共同参画型社会の形成への対応が必要である。

このため、安心して育児と労働を両立できるような子育て支援施策を推進するとともに、良質な住宅の供給、子どもの健全な成長を支える遊びや自然とのふれあいの場等の整備、子どもにとって安全な生活環境の整備を促進する。

2 暮らしの多様な選択を実現するネットワークの形成

(1) 効率的で利便性の高い交通体系の形成

中枢・中核都市で集積が進んでいる高次諸機能の一層の有効活用、地域相互の広域的で多様な交流と連携の促進、都市活動の拡大などに対応するため、効率的で利便性の高い交通体系の形成が必要である。

このため、高規格幹線道路・地域高規格道路の整備、鉄道の高速化、空港の整備、航空路線の充実等の取組を総合的に推進する。また、各種の日常生活機能をより質の高いものにするため、地域の広域的な連携により域内の施設を効率的に利用できるよう、施設の利用可能圏域を拡大するためのアクセス網の強化を促進する。

また、都市内の交通については、周辺部から都市部へのアクセスの改善、バイパス整備、

駐車場整備等を推進するとともに、交通機関相互の接続の改善等を推進する。また、通勤・通学、買い物等の交通の利便性を高めるため、バスレーン、都市高速鉄道、歩道など公共交通のための施設等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応して系統的でわかりやすい案内標識や情報案内システムの整備、弱者感应式信号機の整備、コミュニティ・ゾーンの形成、低床バスの導入を促進する。さらに、高度道路交通システム（ITS）の導入を推進するとともに、新しい交通システムの導入や路面電車の有効利用等について検討する。

さらに、離島や高速交通空白地帯と中枢都市等とを結ぶ交通を確保するため、航空、道路、船舶等によるアクセスの改善を推進する。

道外との交流を促進するため、空港の整備、航空路線の拡充を図るとともに、北海道新幹線については、政府・与党整備新幹線検討委員会における検討結果に基づき、所要の事業を推進する。

（２）高度な情報通信ネットワーク等の整備

急激な高度情報化の進展の中で、広域分散型社会である北海道の大半を占める需要密度の低い地域における光ファイバ網等の高度なネットワークインフラの整備の遅れによる生活面での地域格差の発生を防止することが必要である。特に、今後の高齢化や少子化に対応して、医療・福祉、教育などの高度情報化を進めることが重要である。

このため、地域が主体となった医療・福祉・教育等の公的アプリケーションの導入のための計画の作成を促進するとともに、光ファイバ網の導入等高度なネットワークインフラの整備を推進する。

高度なネットワークインフラの整備に当たっては、民間主導による整備の原則の下、事業者への負担軽減、道路、河川空間等公共空間の一層の活用及び下水道等の施設管理用など公共の光ファイバ網の民間事業者による活用のための環境整備を推進するとともに、有線系・無線系のそれぞれが特性を発揮し、相互に補完・分担しあうネットワークインフラの整備を支援する。

３ 安全な地域社会の実現

（１）国土保全施設の計画的整備

北海道における自然災害の発生状況や国土保全施設の整備状況を踏まえ、住民の生命・財産や基幹的社会資本等を守るためには、国土保全施設を引き続き着実に整備するとともに、災害弱者への配慮を含め危機管理体制の充実を図ることが必要である。

このため、流域を基本単位として治山、砂防、治水、海岸保全などの事業の相互の連携を図ることにより、総合的な施策を推進する。

さらに、計画規模を超える洪水等に備えるための総合的な治水対策、広大な氾濫区域において被害の軽減を図るための総合的な冠水被害軽減対策や火山活動による甚大な被害を軽減するための対策を推進するとともに、自然災害等に係る啓発等を推進する。

(2) 災害に強い地域社会の形成

北海道においては、近年、大規模な災害が頻発しており、災害に強い地域社会の形成が求められている。

このため、地域住民、関係機関との連携を深めつつ、観測体制の整備、情報収集・伝達体制、初動体制の強化等、総合的な防災対策を推進する。上下水道、電気、ガス、電話等の施設の防災性を高めるとともに、ライフラインの系統多重化や電線共同溝等の整備を推進する。また、緊急輸送道路の整備、地域の主要交通網に係る自然災害対策、岸壁の耐震性強化等基幹的な交通基盤の強化を推進するとともに、代替路の整備等を推進する。さらに、災害の危険度を考慮した計画的な土地利用に努めるとともに、防災拠点となる公園・緑地、避難路、防災ステーション等の整備を推進する。

また、豊浜トンネル及び第2白糸トンネルにおける岩盤崩落等を踏まえ、岩盤斜面对策等道路防災対策を緊急的に推進する。

(3) 安全な交通環境等の整備

北海道の交通事故死者数は、毎年高い水準で推移しており、安全な交通環境の整備が必要である。また、交通弱者の保護や防犯等の生活の安全にも配慮した魅力ある生活の場の形成が必要である。

このため、道路網の体系的整備と併せ、緊急に安全を確保する必要がある道路については、事故多発地点等における事故発生要因等の分析に基づく事故対策の集中的実施、幅の広い歩道の整備やコミュニティ・ゾーンの形成等による高齢者等の社会参加を支援する歩行空間の面的整備、信号機の設置等の交通安全施設等の整備、信号機等の操作や道路交通情報の収集・提供を含めた交通規制を広域にわたって行うための新交通管理システム（UTMS）などによる交通管制システム機能の強化などの総合的な交通安全施策を推進する。また、住民等の参加により、地域の特性や利用者の視点を踏まえた安全な地域づくりを推進する。

さらに、様々な交流の拡大などを踏まえ、交通安全、防犯等に配慮した諸施設の整備など安全な街づくりを促進する。

第6章 地域の整備

第1節 地域整備の基本方針

(基本的な考え方)

北海道は、広大な国土を有していることから、恵まれた資源の活用や各地域の特性を生かした主体的な経済社会活動を展開することが重要であるため、第5期計画に引き続き、北海道を道南、道央、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室の6つの地域に区分し、施策の展開を図るものとする。

道内各地域の活力を向上させるためには、札幌を中心として集積している我が国の北の拠点の機能を効果的に活用するとともに、各地域における自主的な創意と工夫を生かした活動を支援することが必要である。特に、過疎化・高齢化が進む農山漁村地域などにおいて、日常生活に必要な商業・行政サービス等を効果的に提供することが急務となっていることから、市町村連携の支援やニューカントリー施策の推進などによる総合的な施策展開を図る。また、各地域の拠点となる中核都市については、中心市街地の整備を推進するとともに、都市機能の質的な向上を図るため、中核都市間の連携を促進する。

交通の利便性の向上や自由時間の増大、冷戦構造の崩壊などに伴い、国内各地や海外との交流も活発化していることから、北海道と隣接する東北地方やサハリン州などとの交流を一層進めることとする。

以上のような考え方を踏まえ、次に掲げる事項に配慮しつつ、各地域の整備を推進する。

1 我が国の北の拠点の活用

札幌及びその周辺地域には、我が国の北の拠点として優れた国際交流機能や研究開発機能、多様な産業機能等の集積が進んでおり、これらの連携により、北海道全体の発展を推進する必要があることから、これらの機能の高度化を図るとともに、その効果的な活用を図るための基盤の整備が重要である。

このため、新千歳空港において、国際線・国内線の拡充や安定運行の確保等空港の高質化を図るための滑走路延長等の施設整備により、道内各地と世界との時間距離の短縮を図る。

また、高規格幹線道路の整備の推進や情報通信基盤の高度利用の支援により、道内各地の学術・文化活動等の交流や高度な医療技術の提供などを促進する。

2 活力に満ちた地域の実現

各地域は、面積が数県に相当することに加え、人口密度が全国の約5分の1であり、高速交通体系の整備等の遅れもあって、地域産業の衰退、過疎化、高齢化の進展など活力の低下が見られることから、中核都市や日常生活を支える生活圏の機能強化を図る必要があ

る。

このため、地域の拠点となる中核都市においては、教育・文化、医療・福祉等の機能の充実強化を促進するとともに、これらの都市へのアクセスを向上させるための交通、情報通信ネットワークの形成を促進する。特に、中核都市は、県庁所在地に相当する機能が求められているものの、後背地の人口規模等が小さく、単独での機能整備は効果的ではないことから、中核都市間の連携を促進する。

また、地方中心都市や農山漁村等においては、人口構成のゆがみ、耕作放棄地の増加など地域社会の存続自体に係る課題が顕在化していることから、その連携の強化によって生活環境の向上を促進するとともに、農地や森林、河川、海岸等の地域資源の適切な保全を図り、地域経済の活性化を支援する。

3 北海道と隣接する諸地域との連携

(1) 東北地方との積極的な経済文化交流の展開

北海道と東北地方とは、高速交通体系が整備途上であるものの、青函トンネルの開通以降、青函経済文化圏の形成など新たな交流が展開されており、積雪寒冷を克服した文化圏の形成や国際交流における一層の連携が求められている。

このため、青函圏における新たな交流軸の検討を始めとする多様な連携を支援し、これまでの地方ブロックの区域を超えた交流活動を一層促進する。

(2) ロシア連邦極東地域等との多彩な交流の展開

北海道は、現在、特殊な状況にある北方領土を抱えているが、冷戦構造崩壊後のロシア連邦における市場経済化の進展に伴い、隣接するサハリン州を始めとするロシア連邦極東地域等との地域間交流が進んでおり、我が国とロシア連邦との新たな友好関係を築くためにも、これらの地域との交流を活発化することが重要である。

このため、サハリン州における地下資源開発を始めとする産業開発への協力や技術・文化交流などロシア連邦極東地域等との多彩な交流の展開を図るとともに、定期航空路・定期航路の充実などアクセスの向上を促進する。

第2節 個性的な発展を目指す各地域

1 道南地域

渡島及び檜山の両支庁の区域から構成される道南地域は、古くから本州や海外との交流が行われ、数多くの文化遺産を有するとともに、景観に優れた自然に恵まれている。

道南地域においては、温泉などの豊かな自然環境に恵まれた離島等、歴史・文化遺産などを活用した観光拠点開発及び青函経済文化圏を核とする東北地域やロシア連邦極東地域との交流を進める。また、先端技術産業の集積や地域資源を活用した産業の高度化など地

域の特色を生かした産業の展開を図る。さらに、地震や火山噴火等の災害に強い地域づくりと、人口減少や高齢化が急速に進んでいる日本海沿岸地域などにおいて地方中心都市の拠点機能を生かして生活環境の改善を進める。

このため、青森県や道央地域等と結ぶ広域観光ルートの開発を支援するとともに、定期航空路や大学などを活用したロシア連邦極東地域等との国際交流を支援する。北海道新幹線については、政府・与党整備新幹線検討委員会における検討結果に基づき、所要の事業を推進するとともに、新たな青函の交流軸についての検討を進める。

また、大学など高等教育機関の充実やテクノポリス函館の建設を促進する。

さらに、駒ヶ岳火山地域の総合的な防災対策や公共施設の耐震性の強化などを推進するとともに、江差等の拠点機能の整備や日本海沿岸地域や離島における交通アクセスの向上等を促進する。

2 道央地域

石狩、後志、空知、胆振及び日高の各支庁の区域から構成される道央地域は、北海道の政治、経済の中心地であり、大規模な工業基地や流通拠点を擁するとともに、特色ある農業や多彩な観光地に恵まれている。

道央地域においては、札幌を中心とする集積を道内各地域が積極的に活用できるよう各種のネットワークの形成を図るとともに、工業技術の集積を活用した産学官の連携による技術開発を進める。また、収益性の高い農業や水産業の展開、歴史と文化を尊重したまちづくり及びアジア・太平洋地域の人々などが訪れる国際的な観光・リゾート地の形成を進める。さらに、水害、土砂災害等の災害にも強い地域づくりを進めるとともに、複数の拠点を生かした主体的な活性化の取組を支援し、保健・医療・福祉サービスの充実など生活環境の向上を図る。

このため、大学・研究機関との連携による北海道産業クラスター創造プロジェクトのための産学官融合センターや道央テクノポリスの建設の促進、苫小牧東部地域の複合開発の推進、千歳ホトニクスバレー構想の支援などによる産業拠点の形成を促進する。

また、大規模な稲作の展開、野菜・花き・果樹のブランド化、つくり育てる漁業の展開などによる農林水産業の振興を促進するとともに、雄大な山岳や海洋、温泉、軽種馬などの特色ある資源を活用した観光・リゾート地の形成を促進する。

さらに、新千歳空港の整備を推進するとともに、国際航空路線の充実を支援し、土砂災害に対応した公共施設の防災対策や岩盤斜面などに係る道路防災対策等を推進する。なお、これまで浸水被害を頻繁に受けてきた千歳川流域の治水対策を推進するとともに、現在、地元で進められている検討結果を踏まえて適切に対応する。

地域内の効果的な活性化を図るため、室蘭、岩見沢、倶知安、浦河等の拠点機能の整備を推進するとともに、光ファイバ等の高度なネットワークインフラを活用した医療・福祉サービスの広域的展開など市町村の広域的な連携を促進するとともに、美術館のネットワ

一化などを通じ、個性豊かな地域文化創造のための条件整備を支援する。

旧産炭地域においては、石炭鉱業に代わる産業の育成や観光振興などによる地域の活性化を図るため、産業基盤の整備等の推進や幅広い市町村連携の取組等を促進する。

3 道北地域

上川、留萌及び宗谷の各支庁の区域から構成される道北地域は、サハリン州に隣接するとともに雄大な山岳や河川等に恵まれ、豊かな資源を背景とした農林水産業が展開されている。

道北地域においては、収益性の高い農業や水産業、効率的な林業・木材産業の展開を図るとともに、食品、木製品の生産の高度化や試験研究機能などの集積を進め、地域産業の振興を図る。また、離島や湿原、美しい農山漁村景観等を生かした観光・リゾート地を形成する。さらに、火山噴火等の災害に強い地域づくりや離島など条件不利地域における生活環境の改善を進めるとともに、地方中心都市の拠点機能を生かした主体的な活性化の取組を支援する。サハリン州と隣接する特性を生かし、エネルギー開発を始めとする国際的な交流拠点の形成を図る。

このため、良食味米や野菜・花きの生産、低コストな酪農・畜産の振興、つくり育てる漁業の展開を支援するとともに、日本海沿岸地域や天塩川流域においてグリーン・ツーリズムを活用した産業振興などの広域的な展開を促進する。旭川頭脳立地構想を推進するとともに、家具等の木製品のデザイン高度化等を支援する。国家的な研究開発プロジェクトについての取組を進めるため、幌延町における原子力関連の深地層試験について、1998（平成10）年2月の北海道への申入れに基づき、地元及び北海道の理解と協力を得て、推進する。

また、十勝岳周辺での火山対策等の防災対策、離島との交通アクセスの向上などを推進するとともに、地域内の効果的な活性化を図るため、留萌、稚内等の拠点機能の整備を推進しつつ、高度な情報基盤を活用した広域的医療・福祉体制の整備を促進する。

サハリン大陸棚石油・天然ガスプロジェクトについては、企業の参入の支援や後方支援基地機能の強化を推進する。

4 オホーツク地域

網走支庁を区域とするオホーツク地域は、長い日照時間と優れた自然に恵まれ、大規模な農業、漁業やこれらを活用した食品加工産業が展開されている。

オホーツク地域においては、広大な畑地や森林等の特性を生かした農林水産業の展開を図るとともに、食品製造や木製品の加工、観光などの幅広い産業の連携や先端技術産業の集積を進める。また、自然環境の保全等を進めつつ地域の魅力を内外に発信し、流氷など多彩な資源を生かした観光を展開する。

このため、土地利用型作物等の生産性の向上、林業・木材産業の総合的な振興や乳製品

などの地場産業の高付加価値化を支援するとともに、オホーツク科学文化交流拠点構想の促進や地域共同研究センターなどの大学等の機能集積を活用した産学官連携の強化による創造的な技術開発や製品開発を支援する。

網走湖の水質改善など自然との共生を図るための総合的な事業を推進するとともに、スポーツ合宿・アウトドア活動の展開やインターネットを活用した地域連携を支援する。また、地方中心都市の拠点機能の整備等の推進によって生活環境の改善を進めるとともに、道東の中核都市間の連携強化を促進する。

5 十勝地域

十勝支庁を区域とする十勝地域は、国立公園等に囲まれるなど豊かな自然に恵まれ、大規模な農業や地域資源を活用した活性化への取組が展開されている。

十勝地域においては、広大な土地を利用した農林水産業の展開や、これらと流通・加工や観光などとの連携による産業の活性化を図る。また、恵まれた自然や美しい農山漁村景観などの特色を生かして多様な分野における交流を拡大するなど、都市と農山漁村とが一体となった発展を図る。

このため、大規模で生産性の高い畑作や酪農等の振興を促進するとともに、森林の育成から加工・流通までが一体となった活力ある林業・木材産業の展開を支援する。また、大学や研究機関を活用した産学官連携の強化による共同研究や技術協力の促進によって新規産業の創出等を図るとともに、農業生産・食品加工の高度な技術の集積や農業と関連産業との連携等を促進し、食産業クラスターの創造を図る。

グリーン・ツーリズム、スノーモービルツアー等体験型の観光、スカイスports等の展開を支援するとともに、環境教育の拠点となる公園等の整備を促進するなど多様なライフスタイルの実現を進める。

さらに、農業分野等での海外技術協力など国際貢献を推進するとともに、道東の中核都市間の連携強化を促進する。

6 釧路・根室地域

釧路及び根室の両支庁の区域から構成される釧路・根室地域は、北方領土に隣接するとともに、雄大な山岳や湿原、漁場などに恵まれ、大規模な酪農や水産業等が展開されている。

釧路・根室地域においては、新たな国際環境に対応した酪農や水産業の展開を進めるとともに、恵まれた農林水産資源を生かした地域産業の振興を図る。また、湿原や湖沼などの優れた自然を生かした観光振興や個性的な地域文化の創造により、国内外に開かれた活力ある地域の形成を図るとともに、地方中心都市の拠点機能を生かして地域医療や保健・福祉サービスの充実や情報通信ネットワークの整備を図るなど、うるおいのある地域づくりを進める。

このため、広大な土地を生かした生産性の高い酪農やつくり育てる漁業の展開を支援する。また、農業系の廃棄物の適正処理を支援するとともに、食料品製造、加工組立、流通、観光などの産業間の連携を促進する。エネルギー政策の一環として、北海道唯一の坑内掘炭鉱やその技術者を活用した新技術分野における海外との共同研究や技術者交流などを支援する。

釧路港の整備や根室等の拠点機能の整備、高度な情報通信インフラの活用によって物流機能の高度化を推進するとともに、アウトドア活動拠点や体験型観光のネットワーク化、保健・福祉サービスの高度化などを促進する。さらに、道東の中核都市間の連携強化を促進する。

北方領土隣接地域である根室地域においては、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（昭和 57 年法律第 85 号）に基づき、安定振興対策を計画的に推進するとともに、ビザなし交流による相互交流の拡大などにより、北方領土の早期返還の実現に向けた環境整備を進める。

付記

施策の推進に当たっては、計画の推進状況及びその成果の的確な把握に努め、内外の諸情勢の変化や行財政改革等の進展に応じて点検を行い、計画の基本理念を踏まえつつ、主要施策、期間等について弾力的運用又は必要に応じた見直しを図るものとする。

なお、特殊な条件下に置かれている北方領土をめぐる状況が変化した場合には、本計画の改定を行い、開発の基本方向を改めて示すこととする。